

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）	
要望項目名	管理・利活用される跡地等に対する課税標準の特例措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>コンパクトシティの実現のために、居住・都市機能をおだやかに誘導することに伴い、発生する跡地等について、管理放棄により急速に周辺環境が悪化するなどの外部不経済の発生を抑制するため、新たに創設する跡地等の利活用に係る制度[*]に基づきみどり法人又は都市再生法人が管理する土地に対して、一定期間固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置を講じる。</p> <p><※跡地等の利活用に係る制度の概要></p> <p>立地適正化計画に跡地等の管理・利活用を定める指針を定め、当該指針に記載された区域内の土地のうち、一定の面積・管理期間等を満たす跡地等について、みどり法人又は都市再生法人が計画を作成し、市区町村長の認可を受けて地域住民が利用できる緑地等として管理・利活用する制度（検討中）</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>跡地等の利活用に係る制度に基づきみどり法人又は都市再生法人が管理・利活用する土地のうち一定の面積・管理期間等を満たすものについて、固定資産税・都市計画税の課税標準を3年間原則1/3軽減（1/2～1/6で条例で規定）する特例措置を創設する。（令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間））</p>	
関係条文	〔 — 〕	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] ▲ 6.2 (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>居住・都市機能の誘導に伴い発生する管理水準の低下する空地等について、所有者以外の管理の推進により外部不経済の発生を抑制し、地域の生活環境の維持と土地利用の安定化を図り、もってコンパクトシティの実現を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>2019年2月より社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会都市計画基本問題小委員会が計8回開催され、2019年7月30日に中間とりまとめとなる「安全で豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりの更なる推進を目指して」が公表された。</p> <p>中間とりまとめにおいては、コンパクトシティを円滑に進めていくためには、居住誘導区域の内・外の両方のあり方を検討することが有効であるとしたうえで、「居住誘導区域外の区域の多様性を踏まえつつ、様々なニーズを取り入れた地域づくりを国も支援すべき」と、「居住誘導区域外の区域で、空き地等の発生による居住環境の悪化等の外部不経済を経過措置的に防止する仕組みを整えるべき」であること等が指摘されたところである。</p> <p>立地適正化計画は、現在250都市で策定が行われており（R1.5.1時点）市町村の全人口に対して、居住誘導区域内の人口の占める割合が増加した都市は約7割（44/63都市）【H29年（2017年）4月⇒H30年（2018年）4月】、市町村全域に存する誘導施設数に対して、都市機能誘導区域内における誘導施設の占める割合が維持・増加した都市は約6割（63/100都市）。【H29年（2017年）4月⇒H30年（2018年）4月】と、居住及び都市機能の誘導に一定の成果が得られつつある。</p> <p>今後も立地適正化計画に基づき誘導区域への誘導が行われていくに従い跡地等が発生する区域について、移転した後の土地利用が安定化しており、跡地等の周辺に住み続ける住民への影響が最小化されていることが必要である。このような経緯及び観点から、本施策はコンパクトシティの実現に向けて重要である</p> <p>関連制度の検討状況：「検討中」</p>	
ページ		4— 1

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

ページ	4— 2
-----	------

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する 参考指標 63 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数
	政策の達成目標	市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数について、令和7年までに評価対象都市の2/3とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和2年4月1日～令和5年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を増加させる。
政策目標の達成状況	平成31年4月時点では、70.3%の都市が増加しているところであるが、継続的に目標を達成し続けるため、コンパクトシティの形成に向けた取組を推進することが必要。	
有効性	要望の措置の適用見込み	・適用見込件数：10件程度／年
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置により、移転跡地を共有地として利活用しやすくなり、地域住民のコミュニティ形成による自助共助の推進や、将来の人口減少に対応した段階的な土地利用転換を円滑に図ることができ、もってコンパクトシティの実現を図ることができる。 令和1年8月に実施したアンケートでは、立地適正化計画を策定済・策定予定の市町村439市町村のうち、225市町村において跡地・空地について民間主体が管理・活用できる制度の活用を検討したい、と回答している。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	跡地管理区域内の適正管理を支援するため、コンパクトシティ形成支援事業（集約都市形成支援事業）により管理上必要な敷地整備について支援を行っている。さらに、空き地等による外部不経済の防止のため、居住誘導区域外の一部の区域における環境整備（緑地・広場等）について、都市再生整備計画事業の支援対象の拡充を要望している。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	跡地の活用の推進によるコンパクトシティの実現を図るためには、土地の所有者と管理利活用する者の両方への支援策が図られる必要がある。管理利活用する者に対して予算上の措置を行うと同時に、要望項目により土地の所有者に対する支援を行うものである。
	要望の措置の妥当性	都市再生推進法人やみどり法人等の公的な位置付けを有する団体が行う利用・管理は、外部不経済の防止、公開性の担保、生活環境の維持、防災性の確保等の公益的側面を有している。 また、緑地として適切に保全・管理されることで、雨水の保水による防災性の向上、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善などの機能を発揮し、グリーンインフラとして都市全体の安全性、快適性の向上に寄与するものである。 本特例措置は、このような公共貢献に土地を提供する所有者に対し、固定資産税の一部を軽減し負担を緩和して協力しやすくするものであり、必要最低限のものである。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—